平成２６年（フ）第１６６号
秋田市下新城中野字琵琶沼188番地５　コーポラス・なかじま103号、前住所秋田市金足追分字海老穴216番地12
債務者　畑澤　　満
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西野三紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月11日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７７号
秋田市寺内蛭根３丁目20番19号
債務者　佐々木桃子
1　決定年月日時　平成26年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　隆志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月15日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８７９号
埼玉県和光市下新倉５丁目10番33号　ドエルＴＩ・Ａ201
債務者　松野　憲男
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　泰彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９３４号
埼玉県和光市下新倉５丁目10番33号　ドエルＴＩ・Ａ201
債務者　松野久美子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　泰彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１７９号
徳島県勝浦郡勝浦町大字生名字北32番地６
債務者　平岡　　守
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　稔男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４３９号
埼玉県坂戸市塚越46―３、住民票上の住所埼玉県入間郡越生町大字黒山413番地11
債務者　柴田　忠敏
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　段　　貞行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月10日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成26年12月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３５８３号
大阪府八尾市渋川町３丁目４番６号　川端マンション102号
債務者　上山　弘美
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６０１号
大阪府摂津市桜町１丁目13番11号　ディアス桜町201、前住所大阪府吹田市千里山西１丁目39番24―212号
債務者　徳田　雅紀
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６７５号
大阪府豊能郡豊能町光風台３丁目21番地２―612
債務者　安達　健一
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６９６号
大阪府大東市氷野３丁目４番21号
債務者　山本紀代子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８６０号
大阪府枚方市野村中町36番６号
債務者　中本　悦子
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９０２号
大阪市住之江区中加賀屋２丁目10番20号フォンティーヌ加賀屋102号室
債務者　大石奈緒美
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９３６号
大阪市東住吉区矢田１丁目14番２―414号
債務者　岡田　勝男
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９６３号
大阪府寝屋川市早子町６番２―102号、前住所大阪府寝屋川市早子町18番６号
債務者　石井美喜子
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４０８５号
大阪市淀川区東三国２丁目９番26号　マンションサツキ102号、前住所堺市西区下田町17番27―104号
債務者　和泉　八郎
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１７２号
大阪府枚方市香里園東之町18番17号
債務者　小川　倫代
1　決定年月日時　平成26年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部